

St. Luke's International University Repository

身体拘束: 尊厳と安全をどう守るか?

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-03-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山田, 雅子, 奥, 裕美, 石田, 昌宏, 井部, 俊子, 堀内, 園子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.34414/0002000152

【第28回聖路加看護学会学術大会：パネルディスカッション】

身体拘束 ——尊厳と安全をどう守るか？——

山田 雅子¹⁾，奥 裕美¹⁾，石田 昌宏²⁾，
井部 俊子³⁾，堀内 園子⁴⁾

I. はじめに

2022年11月，入院中の認知症患者が転倒し障害を負ったのは，看護師が転倒を防ぐ対応を怠ったためであると，病院側に損害賠償を命じる判決が出た。報道によると，看護師が男性患者の排泄をトイレで介助していた途中，別の患者のナースコールに応えるためにその場を離れた。その間に男性は，ひとりでトイレを出て廊下で転倒したという。高齢化に伴い，転倒・転落リスクのある患者の増加という変化のなか，看護師には人が自由に行動する権利と医療安全の両方を補償することが求められている。

そこでこの報道を機に患者の「尊厳と安全と権利をどう守るか」を改めて論じたいと考え，国会議員，グループホーム管理者の看護師，看護管理学の専門家の3人を招き議論した。

II. 医療・介護の様々な場とルール

はじめに，国会議員の石田氏が精神科病院，介護保険施設，そして病院という認知症患者のいる場の特徴と，身体拘束を禁止するルールの違いについて論点を整理した。精神科病院には多くの認知症患者が入院しており，身体拘束の件数が増えている。精神科病棟での身体拘束は，他に代替方法がない場合や，自殺，自傷行為，放置すれば身体や生命に危険を及ぼす場合などには精神保健福祉法37条2項の基準によって実施が認められている。

一方，介護保険施設では身体拘束は原則として禁止されている。さらには「身体拘束ゼロ作戦」が推進され，この課題への動きが最も進んでいる領域である。しかし，介護保険施設においても「切迫性」「非代替性」「一次性」に該当する状況だと判断されれば「緊急やむを得ない場合」として身体拘束を許している。では，この企画のきっかけとなった，一般病院に入院中の認知症患者

が転倒した事故で，看護師の過失を認めた判決が出された事実はどうか。SNS上で議論が噴出したが，急性期病院では身体拘束に関する法律は未整備で，少なくとも介護保険施設と同様の「切迫性」「非代替性」「一次性」について，それがどのような状況なのかを明確化する必要があるとした。

III. 暮らしのなかの看護とはなにか

続いて，堀内氏が認知症者の暮らしの場であるグループホームで，どのように身体拘束をしないで看護しているかを紹介した。入所者と職員が人生を楽しむ様子を聞き，聴衆がほっと笑顔になった。以下は象徴的な1事例である。「最後まで自分でおしっこに行くこと」が人生で大事なことだと話す97歳のさっちゃん（仮名）は，歩行が不安定でトイレに行くときは気配を察知して職員が歩行介助する。さっちゃんは頻繁にトイレに行くので，転倒を危惧し車いすの使用を考えたこともあった。しかし，車いすになってもトイレに行こうと自由に立ち上がるさっちゃんには，安全ベルトを装着することになる。それは，さっちゃんの暮らしに身体拘束が入り込むことを意味する。家族，職員，そして本人を交え，転倒リスクについてじっくり話し合った。結果は，転倒のリスクはあっても互いに覚悟をもって歩くことを続けるということになった。

このように入所者が暮らしのなかで大切にしていることをいかに守るかがグループホームの看護の醍醐味でもある。しかし，近年，抗がん剤治療を要する人，持病で食事中に突然倒れ心臓マッサージが必要となる人など合併症をもつ入所者が増えた。「医療」の必要性が高くなり，暮らしに生命を守るための「制限」や「規則」が入り込み，極度の緊張が暮らしの場に漂うようになってきた。自分の大切にしていることを全うし，人生を楽しんでもらおうという暮らしの場での看護を改めて模索しているとした。

1) 聖路加国際大学大学院看護学研究科
2) 参議院
3) 株式会社井部看護管理研究所
4) 認知症対応型グループホームせせらぎ

IV. 「剥きだしの生」と「移動の自由の制限」

井部氏は国分功一郎の『目的への抵抗』とジョルジョ・アガンベンの『私たちは何処にいるのか』という二人の哲学者の著書から身体拘束の課題に迫った。

アガンベン(2021)はCOVID-19感染症の拡大初期に、集中治療室に収容された患者はわずか4%であったにもかかわらず激しい移動制限がされたことについて、根拠薄弱な緊急状態を理由に甚大な権利制限がされたと鋭く批判した。善を救うために善を放棄しなければならないとする規範など、自由を守るために自由を放棄することを命じてくる規範と同じくらい間違っているとも主張している。

そして、この主張を国分(2023)が整理した3つの論点を紹介した。はじめに、生存のみに価値をおく社会は「剥き出しの生」、つまり文化や社会、歴史、伝統などの装飾が全て剥がされた生のあり方であり、先述の「さっちゃん」は「剥き出しの生」ではないことを求めたと解説した。次は「死者の権利」である。これは身体拘束には直接関連しないがアガンベンの重要な論点として紹介された。COVID-19感染症で死亡した者が葬儀を経ず埋葬されたことについて、死者にも権利があると指摘している。そして「移動の自由の制限」である。これは途方もない権利制限であるにもかかわらず、あまりにもやすやすと受け入れられた。命を守るためには必要であったのかもしれないが、そこになんの疑問も呈されないのはおかしい。

井部氏はアガンベンの言葉を借りながら、私たちは「剥き出しの生」のみを肯定し、身体を拘束することが人の最も大きな権利である移動の自由を制限していることを忘れていると問題提起した。そのうえで、以下の2点を提言した。

われわれの判断や行為が、患者の尊厳や安楽を奪っていないかを考えよう。

家族を巻き込んでケアをすることを考えよう。家族を

ケアの「対象」ではなく、「ケア提供者の一員」とすると、われわれはもっと楽になると思う。

V. 患者の尊厳と安全を守るアプになる

意見交換では、患者の尊厳と安全を守る看護について以下のような内容を話し合った。まず「たとえ命を失ったとしてもその人の尊厳を大切にするというような価値観をもつこと」である。だれかが人生で大事にしていることを守り抜くことは「剥き出しの生」ではない価値観を大事にすることである。それをやりぬくことは大変だが楽しく、おもしろい。その視点で考えると「切迫性」「非代替性」「一次性」といった身体拘束をすることへの条件を決めること自体がナンセンスである。

次に「家族を巻き込むという発想をもっと取り入れること」である。医療現場も介護現場も、すでにケア提供者側が全てを背負いきれる状況ではなくなっている。「さっちゃん」の看護では、この現実を認識して家族と共にやる発想を取り入れていた。点滴中の患者の手を家族が握り治療を見守るという看護があってもよい。そういう意味では「『一億総看護師』という発想で、小学生のころから人をケアすること、人からケアされることを継続して学ぶこと」ができる制度を作りたいものである。

看護職を含む国民の間でこのような価値観を大事だとするように、われわれはアプ(虻)のようにぶんぶん飛び回り、注意喚起をし続ける覚悟をもつことを確認して、パネルディスカッションを締めくくった。

引用文献

ジョルジョ・アガンベン/高桑和巳(訳)(2021):*私たちはどこにいるのか? : 政治としてのエピデミック*, 青土社, 東京.

國分功一郎(2023):*目的への抵抗 ; シリーズ哲学講話*. 新潮新書, 新潮社, 東京.